

「バリアフリー改修工事」に伴う 家屋の固定資産税の減額措置

一定の要件を満たす「バリアフリー改修工事」を行った場合、その家屋にかかる翌年度分（1年度分のみ）の固定資産税額を1戸あたり100㎡分を限度に3分の1減額します（1戸について1回限り）。

1. 家屋の要件

新築された日から10年以上を経過した家屋（賃貸住宅は除きます。）

2. 対象となる工事完了日

令和6年3月31日まで（1月1日までは翌年度、1月2日以降は翌々年度に減額適用されます。）

3. 居住者の要件

次のいずれかに該当する方が居住している住宅

- ①65歳以上の方
- ②要介護認定または要支援認定を受けている方
- ③障がい者の方



4. 工事の要件

次の工事で、補助金等を除く自己負担額が50万円以上のもの。

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室の改良
- ④便所の改良
- ⑤手すりの取り付け
- ⑥床の段差の解消
- ⑦引き戸への取替え
- ⑧床表面の滑り止め



5. 面積の要件

- ①併用住宅の場合、床面積1/2以上が居住用であること。
- ②改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

6. 手続き方法

次の書類の準備をお願いします。なお申告期限は改修工事の完了日から3か月以内です。

- ①申告書（本庁、各支所窓口および市ホームページにあります。）
- ②納税義務者の住民票の写し（市内在住の場合は不要）
- ③改修工事明細書（工事の内容および費用が確認できるものに限る。）
- ④工事箇所を撮影した写真（改修前と改修後）
- ⑤改修費用の領収書の写し
- ⑥補助金等の金額が確認できるものの写し（補助金等がある場合）
- ⑦居住者の要件が確認できるもの（65歳以上の方：住民票の写し、要介護認定または要支援認定を受けている方：介護保険被保険者証の写し、障がい者の方：障がい者手帳の写しのいずれかを添付）

7. その他

上記の他に「耐震改修工事」および「省エネ改修工事」による固定資産税の減額措置があります。詳細については、下記までお問合せいただくか、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ



●お問合せ 税務課 固定資産税係（☎内線 1052・1053 / FAX0948-25-0560）